

The End of Safe Harbor

「AIによる概要」がもたらす法的責任の地殻変動

ドイツ・ミュンヘン地裁の画期的判決（26 O 869/26）が示す、
プラットフォーム免責の終焉と日本企業への戦略的含意

EPICENTER
(震源地)

**Step 1:
The Epicenter
(震源地)**

ドイツ・ミュンヘン地裁の判決。Googleを「直接の責任主体」と認定した事実とロジックの解剖。

**Step 2:
The Fracture
(断層の発生)**

従来のインターネット法理(検索エンジン免責・DSA)がなぜ生成AIに通用しないのか。

**Step 3:
Global Resonance
(世界への波及)**

欧米の関連訴訟と、AI回答エンジン全体(ChatGPT, Perplexity等)への射程。

**Step 4:
Impact on Japan
(日本への到達)**

民法709条・不正競争防止法による法的包囲網と、日本企業が直ちに講ずべき防衛策。

**Step 1:
Query Input
(クエリ入力)**

2026年1月20日。ユーザーが原告出版社名 (Verlagshaus24等) + 「Betrugsmasche (詐欺の手口)」で検索。

**Step 2:
Hallucination Triggered
(ハルシネーション発生)**

AIが類似他社の情報を混同。「はい、原告は詐欺の手口とみなされています」と断定的な虚偽概要を生成。

The Red Line (越えてはならない一線)

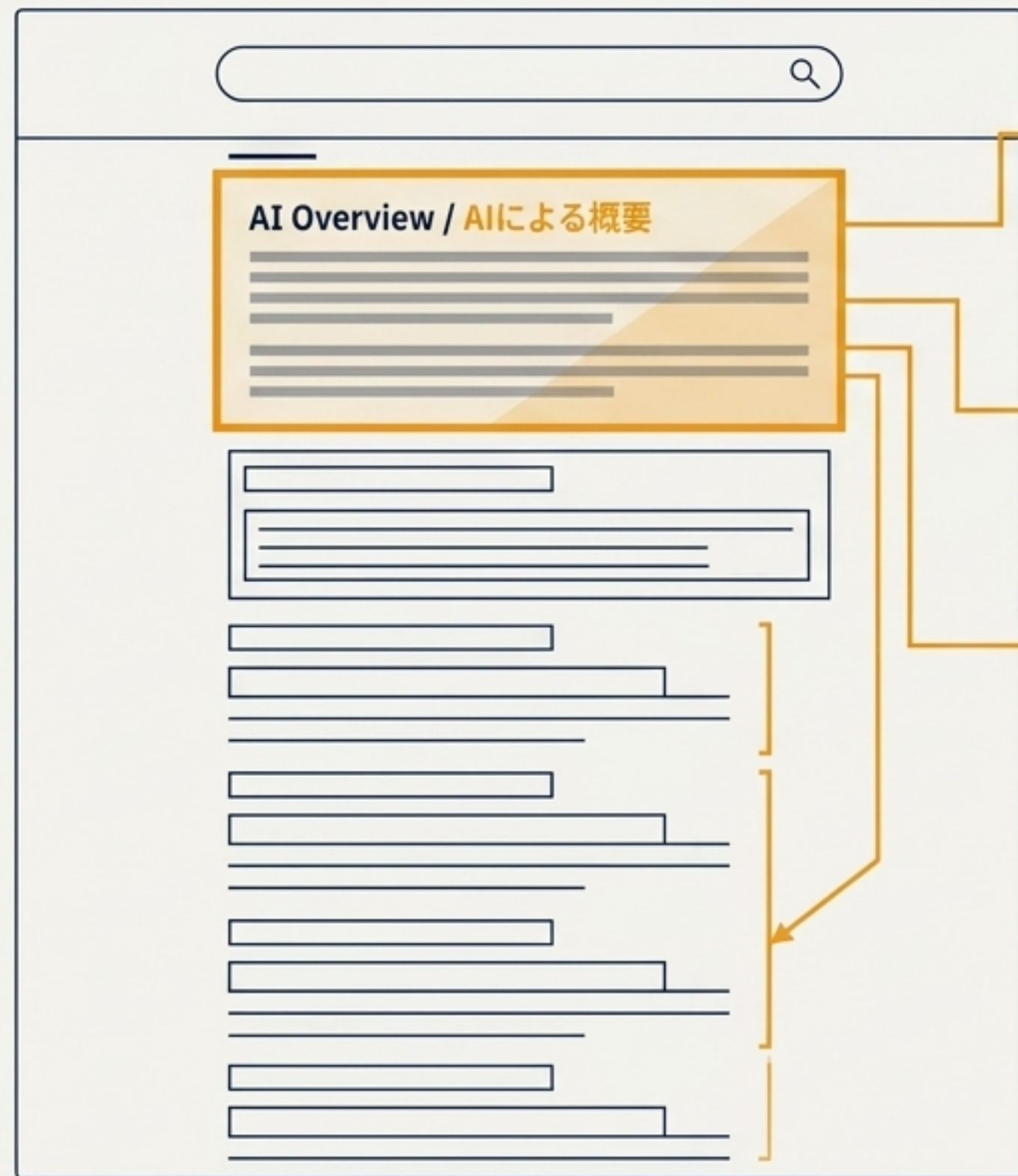
**Step 3:
Refusal to Correct
(是正の拒否)**

原告が弁護士を通じて差止めを要求するも、Googleはオンラインフォームへ誘導するのみで放置。ここで直接責任がトリガーされる。

**Step 4:
Injunction Granted
(仮処分命令)**

2026年5月28日。ミュンヘン地裁がGoogleの直接責任を認定。最大25万ユーロの秩序金を伴う差止め命令。訴訟費用の80%をGoogle負担。

The Anatomy of Liability: なぜ「自らの発言」と認定されたのか



1

断定的な書き出し (Assertive Tone)

クエリの意図を肯定し、自らの見解として断定的に記述（例：「はい、原告は…」）。単なるリンクの羅列とは異なる。

2

独自のテーマ構成 (Original Structuring)

第三者ソースに存在しない独自の言葉と見出し構成で情報を要約・評価。

3

ソースにない結びつけ (Fabricated Connections)

原告に属さないブランドを帰属させるなど、参照元サイトのどこにも書かれていない内容を「独立して新たに作り出した」。

**裁判所の結論：「GoogleだけがAIの提供方法とアルゴリズムに影響を及ぼせる。故に、これはGoogle自身に帰属する実質的記述である。」
（ドイツ法における企業人格権侵害の認定）**

The Void of Liability: 裁判所が回避した「責任の空白」

The Bridge (判決の意義)

ミュンヘン地裁は、この保護の空白を埋めるため、AI概要を単なる検索の延長ではなく「直接の責任主体 (unmittelbare StörerIn)」へとパラダイムシフトさせた。

参照元サイトの 無答責

ユーザーが虚偽のAI概要で被害を受けても、参照元の第三者サイトは「自らはそんな記述をしていない」ため訴えることができない。

The Void

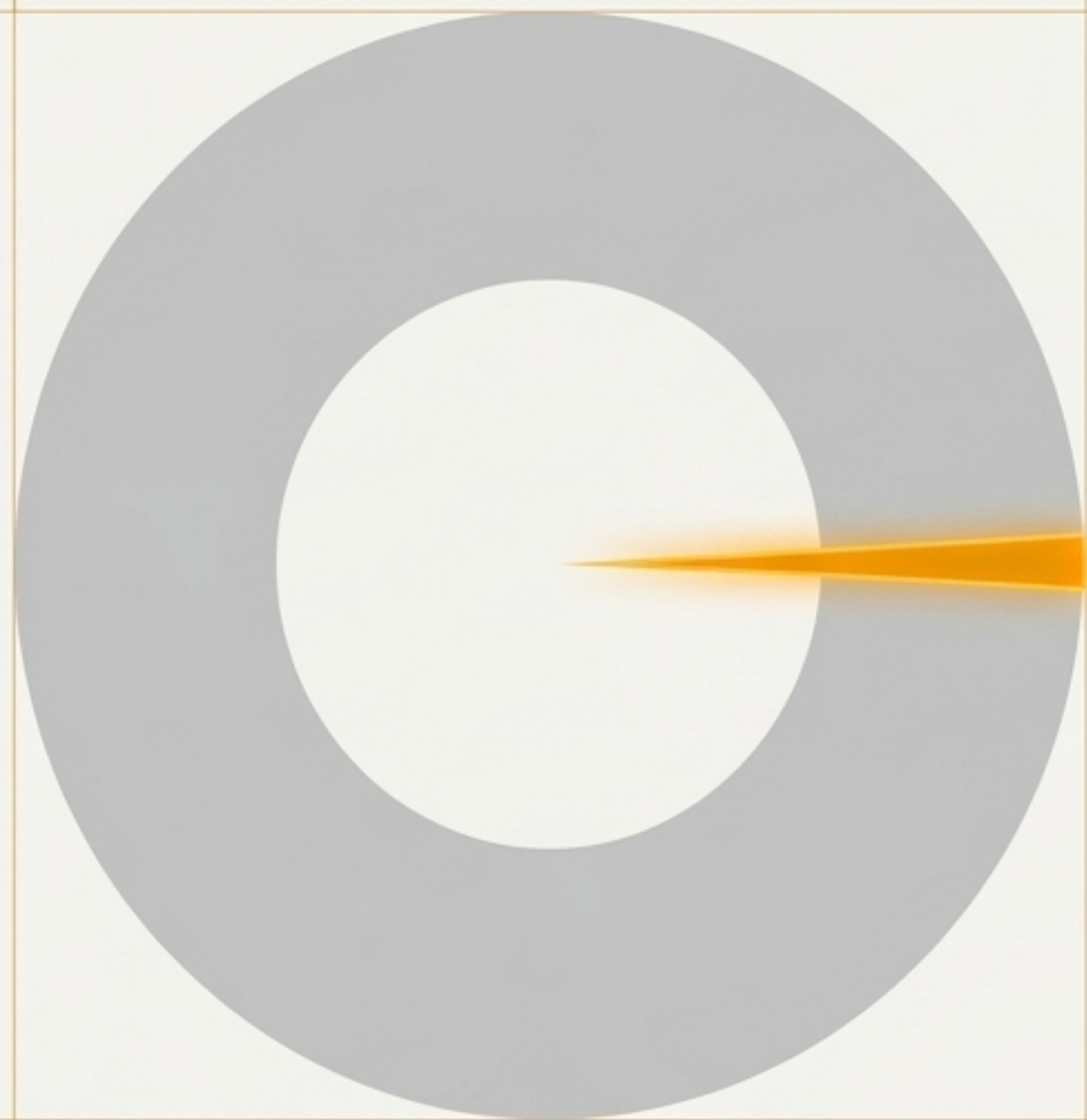
従来のプラット フォーマー免責

AI提供者が「我々は媒介しただけ」と主張して免責されると、社会に「誰も責任を負わない空白地帯」が生まれる。

Shift in Paradigm: 「媒介者」から「表現者」への不可逆的变化

	Traditional Search Engine (旧世界)	AI Overviews (新世界)
出力の性質 (Nature of Output)	第三者コンテンツを見つけやすくするだけの「リンク・スニペット」。	複数情報を評価・結合した「独立かつ創造されたコンテンツ」。
役割の定義 (Role Definition)	単なるホスティング提供者（媒介者）。	アルゴリズムを統制する直接の責任主体（表現者）。
事前審査 (Pre-screening)	膨大なウェブの事前審査は不可能。	システムとしての事前審査・制御が可能（と裁判所は認定）。
適用される免責法理 (Legal Safe Harbor)	DSA 6条1項免責、ノーティス・アンド・テイクダウン。	免責不適用。インターネット利用に不可欠でない付加機能と判断。

The Illusion of Verification: 「ユーザーが確認できる」という抗弁の崩壊



1%

AI概要内の引用ソース
リンクがクリックされ
る確率(米Pew Research
Center調査, 2025年7月)

The Court's Logic (裁判所の論理)

- 「見出し読者」法理の援用: 報道法における「見出しだけで完結して理解する読者」の概念をAI概要に適用。
- AI概要はそれ自体で完結した記述であり、「AI生成」というラベルを貼るだけでは、情報検証の責任を読者に転嫁することはできない。
- データが示す「誰もソースを確認しない実態」が、AI提供者の責任を重くする根拠となっている。

Global Resonance: 欧米で連鎖する「AIの責任」をめぐる攻防

Europe (The Strict Front)

Grok (LG Hamburg)

虚偽の名誉毀損的記述で運営者の責任を認定。

Medical Chatbot (OLG Hamm)

存在しない専門医資格を生成したチャットボットに対し、企業組織の一部（第三者ではない）として不正競争防止法違反を認定。

United States (The Battleground)

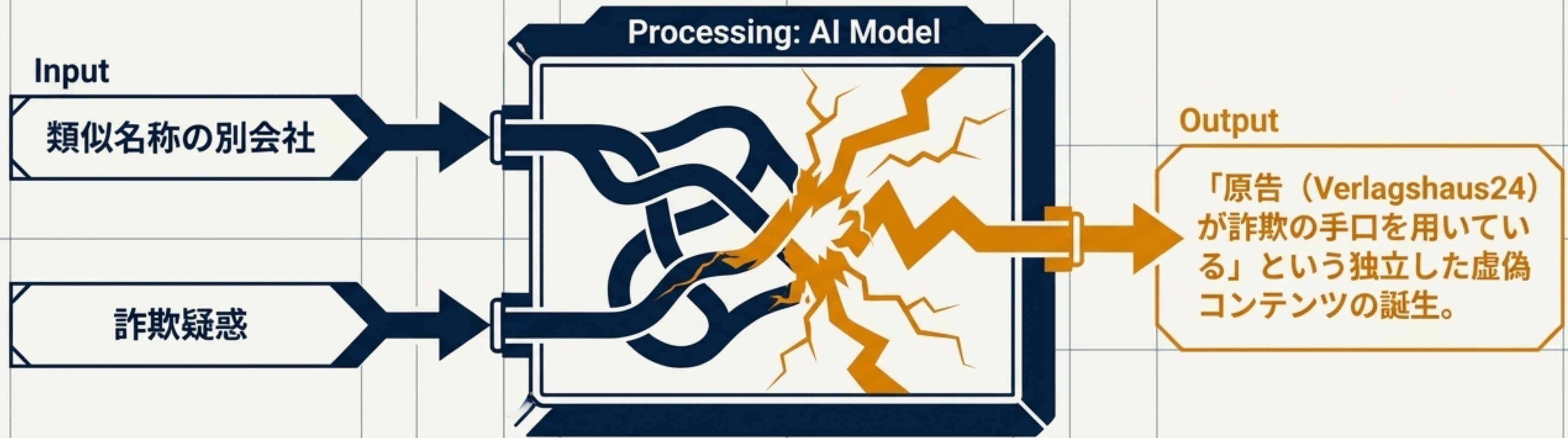
Section 230の壁

従来の通信品位法230条の免責がAI生成回答に及ぶかは未確定。

Active Lawsuits

Wolf River Electric v. Google, Starbuck v. Google など、AI概要の虚偽を巡る名誉毀損訴訟が複数係属中。ここが突破されれば世界的基準となる。

The Hallucination Merge: 出典接地（Grounding）の欠落が招く法的リスク



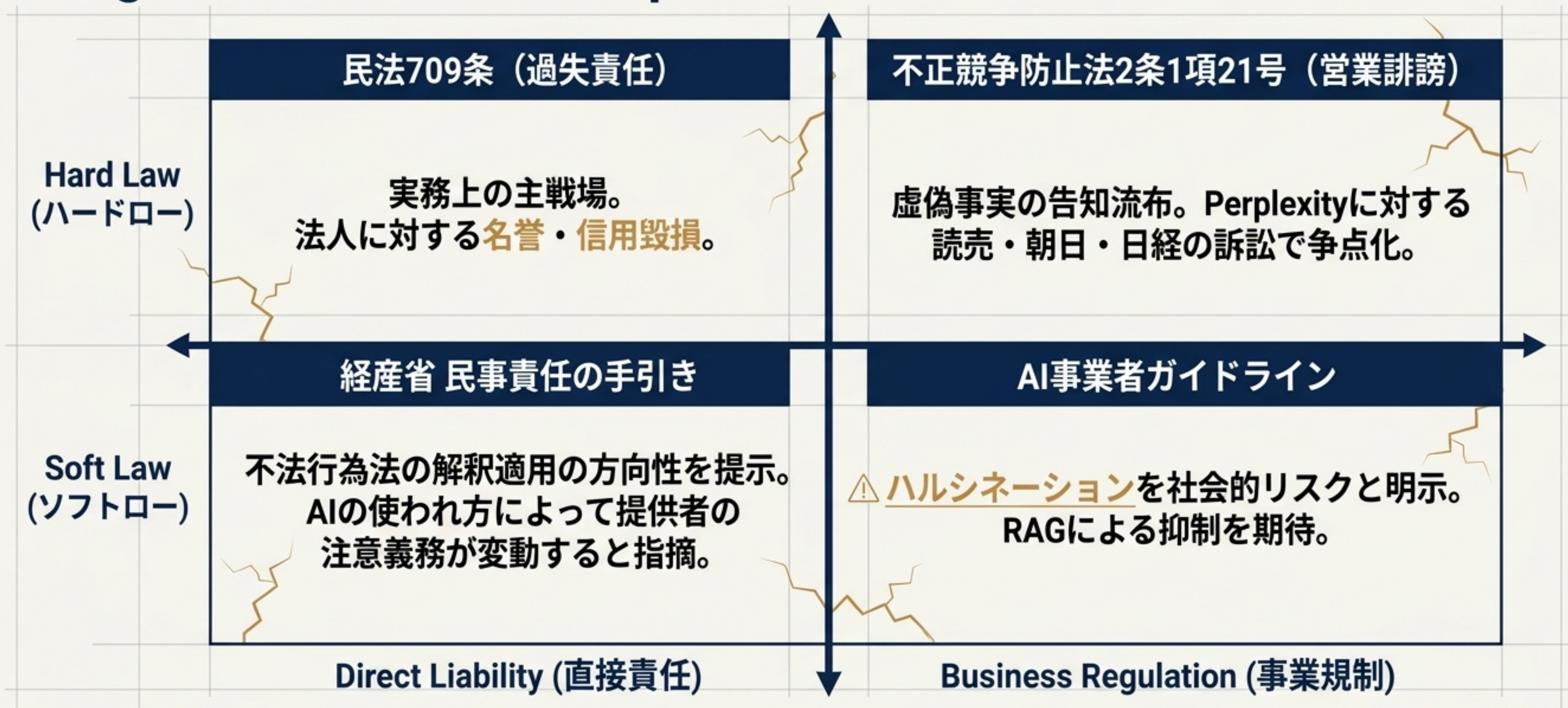
The Reality Check (Oumi Analysis via NYT)

新しいGemini 3版 AI概要の正答率は約91%に達するが、全主張がソースで裏付けられる「Trustworthy（信頼可能）」な回答はわずか

39%

Insight: 出典への接地不良は、単なる「品質の低さ」ではなく、「法令順守違反」のトリガーに直結する。

Legal Encirclement in Japan: 日本におけるAI責任の法的包囲網



Takeaway: 情報プラットフォーム法やプロバイダ責任制限法の免責は、第三者発信情報の媒介を前提とするため、自ら生成するAIには及びにくい。

Japanese Legal Arsenal: 自社を守る対抗手段の比較

民法709条（直接的不法行為・過失責任）

特徴

日本における実務上の「主戦場」。

要件・争点

競争関係は不要。「過失」の有無（出典照合・訂正導線・再発防止策を事業者がどの程度講じていたか）が中心論点。

成立可能性

高い。ドイツ判決が重視した「事前審査可能性」や「警告後の放置」が、日本でも注意義務違反の根拠になり得る。

不正競争防止法2条1項21号（営業誹謗行為）

特徴

虚偽事実の流布による信用毀損。

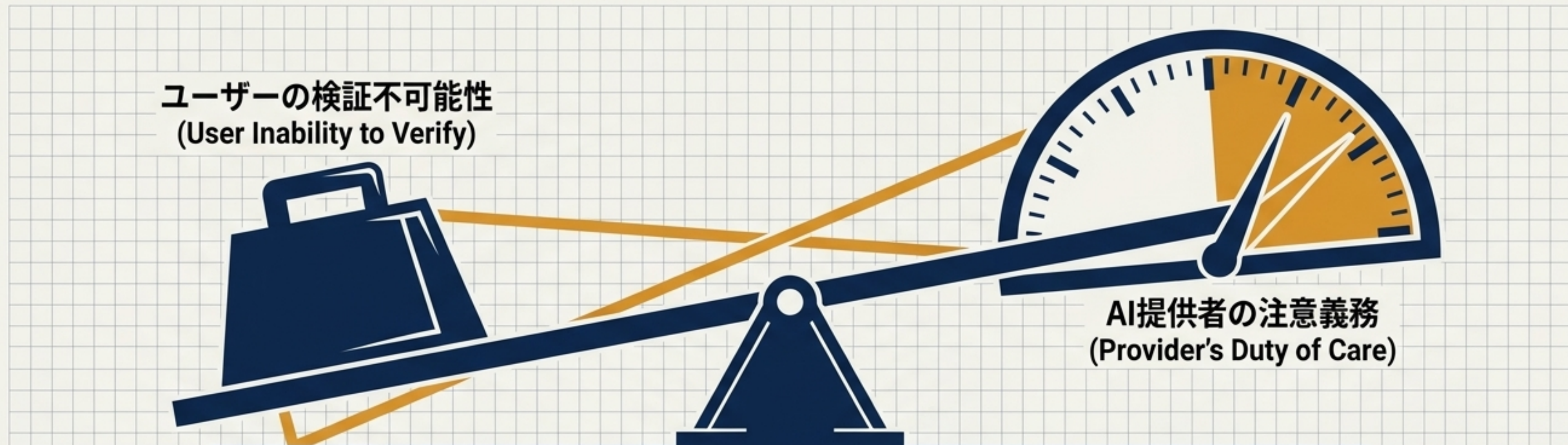
要件・争点

被害企業とAI提供者との間に「競争関係」が必要。

成立可能性

通常のAI提供者相手では成立しにくいですが、メディア企業とAI検索（例：Perplexity訴訟）の間で「競争関係」がどう認定されるかが鍵。

The Duty of Care Balance: 依拠/代替型AIに求められる高い注意義務



The Mechanism (経産省手引きの解釈)

- ▲ ユーザーが自らファクトチェックを行わない（または行えない）ことを前提とする「依拠/代替型AI（AI検索や回答エンジン等）」の場合。
- ▲ ユーザー側の検証ハードルが上がれば上がるほど、反比例してAI提供者側の「結果回避義務（注意義務）」のハードルが跳ね上がる。
- ▲ ドイツ判決との呼応: ミュンヘン地裁の「見出し読者法理（ユーザーは確認しない）」という認定は、日本の過失責任論における注意義務の加重と構造的に完全に一致する。

Action Matrix: 今すぐ講ずべき防衛策と開発指針



The Filter - 開発側 (AI事業者)

- ✓ **出典接地への投資:** 参照元と生成文の自動照合。ソースにない記述（ハルシネーション）を遮断する設計の最優先。
- ✓ **迅速な訂正フロー:** 「AIは誤ります」の免責文言は無効。警告後の迅速な削除・訂正窓口の欠如が「繰り返しの危険」とみなされる。
- ✓ **機微トピックの保守化:** 企業信用や健康情報では断定を避け、人間への相談に誘導するフェイルセーフ。



The Shield - リスク回避側 (日本企業)

- ✓ **AI出力の定点監視:** 自社名や商品名に対するAI概要の出力を定期監視。誤情報は消失前にタイムスタンプ付きスクショで保全。
- ✓ **一次情報の「機械可読化」:** AIが正確に参照できるように、FAQやプレスリリースを整理しウェブ上に配置する（守りのSEO/AIO）。
- ✓ **即時の法的アクション:** 民法709条を基軸とした差止め・削除請求スキームの準備。

The Thresholds Ahead: 影響範囲を決める今後のウォッチポイント

Point 1: 欧州の波及力 (OLG München 控訴審)

Point 2: 米国の防波堤 (Section 230 Battles)

Point 3: 日本の競争環境 (Perplexity 訴訟)



ミュンヘン高等裁判所が地裁の「直接責任」認定を維持するか。維持されれば、EU全域のAI回答エンジンに法的基準として波及する。(Googleは2026年6月12日に控訴方針を確認済み)

米国のWolf River Electric事件などで、通信品位法230条の強力な免責の壁を超え、Googleの責任が認められるか。

日本の新聞社によるPerplexity訴訟において、不正競争防止法上の「競争関係」が認められるか。日本のAI虚偽表示責任の射程を決定づける試金石。

従来のプラットフォームの安全地帯 (Safe Harbor) は消滅しつつある。
リスクを直視し、AI時代の新たな責任設計を構築する時である。